

宇都宮市グリーン調達推進方針

令和 8 年 3 月

宇都宮市

目 次

1	方針策定の趣旨	1
2	対象範囲	1
3	基本的な考え方	1
4	グリーン調達の推進方法	2
5	特定調達品目等及び調達目標 新旧対照表	3

別紙 1 令和 8 年度特定調達品目等及び調達目標

1	紙類	17
2	文具類	18
3	機器類オフィス家具等	21
4	画像機器等	22
5	電子計算機等	24
6	オフィス機器等	25
7	移動電話等	26
8	家電製品	27
9	エアコン等	28
10	温水器等	29
11	照明	30
12	自動車等	31
13	消火器	32
14	制服・作業服等	32
15	インテリア・寝装寝具	33
16	作業手袋	34
17	その他繊維製品	34
18	設備	35
19	災害備蓄用品	38
20	公共工事	40
21	役務	46
22	プラスチック製ごみ袋	57

宇都宮市グリーン調達推進方針

1 方針策定の趣旨

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、私たちの生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していく必要がある。

このような中、平成13年4月から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」が施行され、地方公共団体においては、環境物品等の調達（以下「グリーン調達」という。）目標等を設定した調達方針を年度ごとに作成し、その調達方針に基づきグリーン調達を推進することが努力義務として規定された。

本市においては、平成13年に改定した「市内環境配慮行動計画」において、グリーン調達を推進するための取組を一部実施してきたところであるが、取組の拡充による更なる推進を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献することを目的に、平成19年2月にグリーン購入法第10条に基づく「宇都宮市グリーン調達推進方針（以下「方針」という。）」を定め、「グリーン調達」に係る取組を積極的に推進するものである。

2 対象範囲

市のすべての機関が行う物品等の調達とする。（外郭団体、市の施設の指定管理者については、方針に基づく取組が行われるよう協力を要請するものとする。）

3 基本的な考え方

以下の基本的な考え方に基づき調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

（1）環境保全を考慮した調達の推進

従来から考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点も考慮事項とし、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行う。

（2）物品等のライフサイクル全体に配慮した調達の推進

再生部品の利用や廃棄物の発生抑制など、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮して、調達の目的に支障がない範囲で物品等の調達に努める。

（3）調達総量の抑制

調達総量をできるだけ抑制するよう物品等の合理的な使用等に努めることとし、「グリーン購入法」第11条の規定を念頭に置き、グリーン調達推進を理由として調達総量が増加しないよう配慮する。

4 グリーン調達推進方法

グリーン調達の推進については、宇都宮市役所環境マネジメントシステム「もったいないEMS」に定める体制を活用して進めるものとする。

(1) 特定調達品目等の設定

国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を踏まえながら、毎年度、当該年度に優先的に調達を進める環境物品等（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準、調達目標を別紙1に定める。

(2) 調達の実施

ア 特定調達品目の優先的調達

仕様書等に明示するなどの方法により、別紙1「特定調達品目等及び調達目標」の判断の基準に適合した特定調達品目を優先的に調達する。

イ その他の物品等の調達

安全面や製品の強度など、やむを得ない理由により、判断の基準に適合した特定調達品目を調達することが困難な場合や特定調達品目以外の物品等を調達する場合においては、本方針の趣旨を踏まえ、極力環境に配慮した物品等の調達に努める。

ウ 物品等供給事業者の環境保全に対する姿勢の考慮

上記ア、イに基づき調達する物品等において価格や性能面で、同等のものが複数ある場合には、物品等を供給する事業者の環境保全に対する姿勢（ISO14001の認証取得や事業所版環境ISOの認定など）を考慮した物品等の調達に努める。

(3) 調達実績の把握、評価、公表等

宇都宮市役所環境マネジメントシステム「もったいないEMS」における体制を活用し、調達の実績の把握、評価を行い、その結果を市ホームページにより毎年公表するとともに、評価の結果を踏まえ、必要な改善指導や方針等の見直しを行う。

5 特定調達品目等及び調達目標 新旧対照表（変更点）

※網掛けの分類については「調達目標」の設定なし

新（令和8年度）	旧（令和7年度）	備考
1 紙類 トイレットペーパー ティッシュペーパー	1 紙類	
集中購買物品における物品単価表において、規格の欄に★印が表示されているものであること、または、カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※総合評価値がより高いものであること。（印刷用紙） ※古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。（コピー用紙，インクジェットカラープリンター用塗工紙，印刷用紙） ※バージンパルプの原料となる原木は，持続可能な森林経営が営まれている森林から算出されたものであること。また，森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。（トイレットペーパー，ティッシュペーパーを除く） ※製品の長尺化及び狭幅化が図られていること（トイレットペーパー） ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。（トイレットペーパー，ティッシュペーパー） ※製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。（トイレットペーパー，ティッシュペーパー） ※簡易包装，再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。	集中購買物品における物品単価表において，規格の欄に★印が表示されているものであること，または，カタログやホームページ等において，環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※総合評価値がより高いものであること。（印刷用紙） ※古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。（コピー用紙，インクジェットカラープリンター用塗工紙，印刷用紙） ※バージンパルプの原料となる原木は，持続可能な森林経営が営まれている森林から算出されたものであること。また，森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。（トイレットペーパー，ティッシュペーパーを除く） ※簡易包装，再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。	
2 文具類 クリアーホルダー クリアーファイル	2 文具類	
次のいずれかの要件を満たすこと ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては，基準値1はアを，基準値2はイを満たすこと。 ア. 認定プラスチック使用製品であること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラ		判断基準の見直し

新（令和８年度）	旧（令和７年度）	備考
<u>スティックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマー素材からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 20%以上使用されていること。</u> <u>②金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用されている場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法律に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。上記①及び②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u> <u>※表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用または分別廃棄できる構造になっていること。</u>		
２ 文具類 バインダー	２ 文具類 バインダー	
<u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u> <u>①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、基準値 1 はアを、基準値 2 はイを満たすこと。</u> <u>ア. 認定プラスチック使用製品であること。</u> <u>イ. 再生プラスチックがプラスチックの重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック素材の 20%以上使用されていること。</u> <u>②金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法律に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</u> <u>③上記①及び②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u>		判断基準の見直し

新（令和８年度）	旧（令和７年度）	備考
※表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用または分別廃棄できる構造になっていること。		
４ 画像機器等 トナーカートリッジ インクカートリッジ	４ 画像機器等 トナーカートリッジ インクカートリッジ	
※回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料または部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること（クローズドリサイクルシステム）。（トナーカートリッジに適用） ※各種システムの構築及び再資源化率を証明できる書類を備えていること。 ※個々のプラスチック製筐体部品は、それぞれ１種類のポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること、また、筐体部品に使用されているすべての 25 g を超えるプラスチック製部品は、４種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。 ※定量的環境情報の算定及び開示については、次のいずれかであること。 ア．製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ．本体機器において当該機器の消耗品であるトナーカートリッジを含めて、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が当該カートリッジと同一業者により開示されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク	※回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料または部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること（クローズドリサイクルシステム）。（トナーカートリッジに適用） ※各種システムの構築及び再資源化率を証明できる書類を備えていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク	

新（令和８年度）	旧（令和７年度）	備考
８ 家電製品 テレビジョン受信機 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※製品の長寿命化，省資源化，再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再生プラスチックが部品に使用されていること。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 <u>※製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は，再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。若しくは，プラスチック代替素材の活用等により，プラスチック使用の削減が図られていること。</u> 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク  統一省エネラベル	８ 家電製品 テレビジョン受信機 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※製品の長寿命化，省資源化，再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再生プラスチックが部品に使用されていること。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク  統一省エネラベル	
12 自動車等 乗用車用タイヤ カタログやホームページ等において，環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※製品の長寿命化に配慮されていること。 <u>※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されてい</u>	12 自動車等 乗用車用タイヤ カタログやホームページ等において，環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※製品の長寿命化に配慮されていること。	

新（令和8年度）	旧（令和7年度）	備考
ること。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材の回収及び再使用または再生利用システムがあること。 【参考となる環境ラベル等】  低燃費タイヤ統一マーク	※走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材の回収及び再使用または再生利用システムがあること。 【参考となる環境ラベル等】  低燃費タイヤ統一マーク	
14 制服・作業服等 制服 作業服 帽子 靴	14 制服・作業服等 制服 作業服 帽子 靴	
カタログやホームページ等において，環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※製品について環境配慮設計がなされていること。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※甲部または底部にプラスチックが使用される場合には，再生プラスチック，バイオマスプラスチックまたは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。（靴） 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク  エコ・ユニフォームマーク  PETボトルリサイクル推奨マーク	カタログやホームページ等において，環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※製品使用後に，回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 ※可能な限り未利用繊維，反毛繊維が使用されていること。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※可能な限り竹繊維，未利用繊維又は半毛繊維が使用されていること。（帽子） ※甲部または底部にプラスチックが使用される場合には，再生プラスチック，バイオマスプラスチックまたは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。（靴） 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク  エコ・ユニフォームマーク  PETボトルリサイクル推奨マーク	

新（令和８年度）	旧（令和７年度）	備考
15 インテリア・寝装寝具 カーテン 布製ブラインド 毛布 ふとん	15 インテリア・寝装寝具 カーテン 布製ブラインド 毛布 ふとん	
※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※製品について環境配慮設計がなされていること。 ※臭気系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。（カーテン、布製ブラインド） ※可能な限り未利用繊維、反毛繊維が使用されていること。 ※製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。	※臭気系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。（カーテン、布製ブラインド） ※可能な限り未利用繊維、反毛繊維が使用されていること。 ※製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。	
15 インテリア・寝装寝具 カーペット（タイルカーペット、ニードルパンチカーペット、タフテットカーペット、織じゅうたん）	15 インテリア・寝装寝具 カーペット（タイルカーペット、ニードルパンチカーペット、タフテットカーペット、織じゅうたん）	
※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。（タイルカーペットを除く） ※ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ※製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※製品について環境配慮設計がなされていること。	※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。（タイルカーペットを除く） ※ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ※製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	
15 インテリア・寝装寝具 マットレス	15 インテリア・寝装寝具 マットレス	
※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。		

新（令和８年度）	旧（令和７年度）	備考
16 作業手袋	16 作業手袋	
カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※可能な限り未利用繊維，反毛繊維が使用されていること。（すべり止め塗布加工部分を除く） ※漂白剤を使用していないこと。 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※製品について環境配慮設計がなされていること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※可能な限り未利用繊維，反毛繊維が使用されていること。（すべり止め塗布加工部分を除く） ※漂白剤を使用していないこと。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク	
17 その他繊維製品 ブルーシート	17 その他繊維製品 ブルーシート	
※製品について環境配慮設計がなされていること。		
17 その他繊維製品 集会用テント 防球ネット モップ	17 その他繊維製品 集会用テント 防球ネット モップ	
※製品使用後に，回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※製品について環境配慮設計がなされていること。	※製品使用後に，回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。	

新（令和８年度）	旧（令和７年度）	備考
と。		
17 その他繊維製品 旗 のぼり 幕	17 その他繊維製品 旗 のぼり 幕	
※臭気系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。（カーテン，布製ブラインド） ※製品使用後に，回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 <u>※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u> <u>※製品について環境配慮設計がなされていること。</u>	※臭気系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。（カーテン，布製ブラインド） ※製品使用後に，回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。	
18 設備 太陽熱利用システム	18 設備 太陽熱利用システム	
各メーカーカタログに表示されているグリーン購入法適合商品等（メーカーにより表示方法は異なる。）であること。 ※修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている，または，分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ※集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 <u>※原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u> ※設備撤去時には，撤去事業者または排出事業者による回収及び再使用または再生利用が可能であり，再使用または再利用されない部分については適正処理が可能であること。 ※アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ※重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。 <u>※製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であつ</u>	各メーカーカタログに表示されているグリーン購入法適合商品等（メーカーにより表示方法は異なる。）であること。 ※修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている，または，分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ※集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ※設備撤去時には，撤去事業者または排出事業者による回収及び再使用または再生利用が可能であり，再使用または再利用されない部分については適正処理が可能であること。 ※アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ※重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。	

新（令和８年度）	旧（令和７年度）	備考
て、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。加えて、プラスチック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。 【参考となる環境ラベル等】   エコマーク JISマーク	【参考となる環境ラベル等】   エコマーク JISマーク	
21 役務 食堂	21 役務 食堂	
基準値１は、次の①及び②から⑩までの要件を、基準値２は、②から⑩までの要件をそれぞれ満たすこと。 ①食堂内における飲食物の提供に当たっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。 イ．可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。 ウ．環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産行程管理から生産された第三者によって確認された農産物又はこれを原料とする加工品を取り扱うこと。 ②生ゴミの減容や減量等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ③繰り返し利用できる食器が使われていること。 ④食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック容製の容器等を使用しないこと。（利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない、） ⑤食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定 ⑥食品廃棄物の単位あたり発生量が目標値以下（食品廃棄物の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用） ⑦食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 ⑧食品ロスの削減（提供する量の調整、持ち帰り容器の提供等）	基準値１は、次の①又は②及び③から⑪までの要件を、基準値２は、次の③から⑪までの要件をそれぞれ満たすこと。 ①食堂内における飲食物の提供に当たっては、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれら農産物を原材料とする加工食品を取り扱うこと。 ②食堂内における飲食物の提供に当たっては、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。 ③生ゴミの減容や減量等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ④繰り返し利用できる食器が使われていること。 ⑤食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック容製の容器等を使用しないこと。（利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない、） ⑥食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定 ⑦食品廃棄物の単位あたり発生量が目標値以下（食品廃棄物の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用） ⑧食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 ⑨食品ロスの削減（提供する量の調整、持ち帰り容器の提供等）	判断基準の見直し

新（令和８年度）	旧（令和７年度）	備考
⑨食堂利用者に対する飲食物の食べ残し削減の呼びかけ、啓発等 ⑩食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス、水等)の把握、省エネルギー、節水のための措置 ※食品廃棄物等は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づく再生利用の優先順位を踏まえ、飼料化、肥料化、きのご類の栽培のために使用される固形状の培地への活用、メタン化等により再利用されること。 ※生分解性の生ごみ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ごみと一緒にコンポスト処理されること。 ※食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 ※食堂で使用する農産物や加工品は、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物及びそれを原料として使用した加工品の利用の推進に資するものであること。 ※食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあつては、持続可能な原料が使用されていること。 ※修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。 ※食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。<u>また、高耐久性を有し長期使用されること。</u> ※再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。 ※食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図れていること。 ※冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。 <u>ア．冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</u> <u>イ．冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。</u>	⑩食堂利用者に対する飲食物の食べ残し削減の呼びかけ、啓発等 ⑪食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス、水等)の把握、省エネルギー、節水のための措置 ※食品廃棄物等は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づく再生利用の優先順位を踏まえ、飼料化、肥料化、きのご類の栽培のために使用される固形状の培地への活用、メタン化等により再利用されること。 ※生分解性の生ごみ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ごみと一緒にコンポスト処理されること。 ※食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 ※食堂で使用する農産物や加工品は、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物及びそれを原料として使用した加工品の利用の推進に資するものであること。 ※食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあつては、持続可能な原料が使用されていること。 ※修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。 ※食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。 ※再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。 ※食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図れていること。	
21 役務 輸配送	21 役務 輸配送	
グリーン経営認証を取得しているまたは認証取得に準ずる取組を行っている事業者であること。 ※エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の実施 ※電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による	グリーン経営認証を取得しているまたは認証取得に準ずる取組を行っている事業者であること。 ※エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の実施 ※電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による	

新（令和８年度）	旧（令和７年度）	備考
輸配送が実施されていること。 ※エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ※VICSやETC等, 高度道路交通システム（ITS）の導入 ※事業所, 集配拠点等のエネルギー使用実態把握, 使用量の削減 ※輸配送に使用する車両台数を削減するための積載率の向上が図られていること。 ※輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。 ※再配達を削減するための取組が実施されていること。 ※宅配便等の包装用品は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮。 ※搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムの代替として, 繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用に努めていること。 ※<u>配送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムが使用される場合は, 再生プラスチック製フィルムが可能な限り使用されていること。</u> ※輸配送業務の再委託先にも, 環境負荷低減に向けた取組の実施を要請する。 ※NOx・PM法の対策地域においては排出基準を満たした自動車による走行を行っていること。 【参考となる環境ラベル等】  グリーン経営認証	輸配送が実施されていること。 ※エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ※VICSやETC等, 高度道路交通システム（ITS）の導入 ※事業所, 集配拠点等のエネルギー使用実態把握, 使用量の削減 ※輸配送に使用する車両台数を削減するための積載率の向上が図られていること。 ※輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。 ※再配達を削減するための取組が実施されていること。 ※宅配便等の包装用品は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮。 ※搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムの代替として, 繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用に努めていること。 ※輸配送業務の再委託先にも, 環境負荷低減に向けた取組の実施を要請する。 ※NOx・PM法の対策地域においては排出基準を満たした自動車による走行を行っていること。 【参考となる環境ラベル等】  グリーン経営認証	
21 役務 庁舎等において営業を行う小売業者 ①容器包装の過剰な使用抑制のための独自の取組が行われていること。 ②消費者のワンウェイ製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための独自の取組が行われていること。 ③食品を取り扱う場合は, 次の要件を満たすこと ア. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定, 目標の設定 イ. 食品廃棄物の発生抑制のための消費者への	21 役務 庁舎等において営業を行う小売業者 ①容器包装の過剰な使用抑制のための独自の取組が行われていること。 ②消費者のワンウェイ製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための独自の取組が行われていること。 ③食品を取り扱う場合は, 次の要件を満たすこと ア. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定, 目標の設定 イ. 食品廃棄物の発生抑制のための消費者への	判断基準の見直し

新（令和８年度）	旧（令和７年度）	備考
呼びかけ等 ウ．持続可能性に関する食品の原材料の調達方針等の公表 エ．食品廃棄物等の単位あたり発生量が目標値以下 オ．食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 ④店舗で取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。 ⑤ワンウェイのプラスチック製の買物袋(以下「レジ袋」という。)を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア．バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが 50%以上使用されていること。 イ．呼び厚さが 0.02mm 以下であること。 ウ．素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。 <u>⑥認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。</u> <u>ア．ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の 30%以上使用されていること。</u> <u>イ．文具のうち、クリアーホルダー、クリアーフイル、バインダーであって、本基本方針「3. 文具類」に示す各品目に係る基準値 1 を満たすこと。</u> <u>ウ．家庭用化粧品製品のうち、シャンプー・リンス、ボディークォーティッシュ、ハンドソープであって、家庭用化粧品容器が認定プラスチック使用製品であること。</u> <u>エ．家庭用洗剤製品のうち、洗濯用洗剤、柔軟仕上げ材、台所用洗剤、食洗器用洗剤、住居用洗剤であって、家庭用洗浄剤容器が認定プラスチック使用製品であること。</u> ※店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。 ※店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。 ※レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。	呼びかけ等 ウ．持続可能性に関する食品の原材料の調達方針等の公表 エ．食品廃棄物等の単位あたり発生量が目標値以下 オ食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 ④店舗で取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。 ⑤ワンウェイのプラスチック製の買物袋(以下「レジ袋」という。)を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア．バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが 25%以上使用されていること。 イ．呼び厚さが 0.02mm 以下であること。 ウ．素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。 ※店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。 ※店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。 ※レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。	

新（令和８年度）	旧（令和７年度）	備考
※食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。 ※冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。 ア．冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 イ．冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。 ※プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。	※食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。 ※プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。	
21 役務 飲料自動販売機設置	21 役務 飲料自動販売機設置	
①省エネ法における第２次特定機器指定に基づくエネルギー消費効率基準を満たしていること。 ②自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ③自動販売機本体はリユース、リデュース・リサイクルの３つの視点からの環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 ⑤自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑥屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑦飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑧使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 ※自動販売機本体の年間消費電力量、省エネ基準達成率、冷媒の種類・地球温暖化係数及び封入量が自販機本体に表示されていること。また、ウェブサイトにおいて公表されていること。 ※自動販売機本体の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。	①省エネ法における第２次特定機器指定に基づくエネルギー消費効率基準を満たしていること。 ②自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ③自動販売機本体はリユース、リデュース・リサイクルの３つの視点からの環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 ⑤自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑥屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑦飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑧使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 ※自動販売機本体の年間消費電力量、省エネ基準達成率、冷媒の種類・地球温暖化係数及び封入量が自販機本体に表示されていること。また、ウェブサイトにおいて公表されていること。	

新（令和８年度）	旧（令和７年度）	備考
※直射日光を避けるよう配慮されていること。（屋外設置の場合） ※カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。 ※真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、ゾーンクリーニング機能を有すること。 ※電動車等又は低燃費・低公害車の利用や配送回数の削減等，物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ※飲料容器の回収に当たってプラスチック製ごみ袋を使用する場合は，ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。	※直射日光を避けるよう配慮されていること。（屋外設置の場合） ※カップ式飲料自動販売機にあつては，マイカップに対応可能であること。 ※真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ※電動車等又は低燃費・低公害車の利用や配送回数の削減等，物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ※飲料容器の回収に当たってプラスチック製ごみ袋を使用する場合は，ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。	

別紙1 特定調達品目等及び調達目標(令和8年度)

令和8年度において調達する次の品目については、判断基準に適合する物品等を優先的に調達することとし、その目標を次のとおり定める。

注意事項

- 判断基準の欄に「※」を付けて表示した事項は、特定調達品目等であるための要件ではないが、調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項である。

分類	品目名	判断の基準	目標の立て方	調達目標
1 紙類		集中購買物品における物品単価表において、規格の欄に★印が表示されているものであること、または、カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※総合評価値がより高いものであること。(印刷用紙) ※古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。(コピー用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、印刷用紙) ※バージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から算出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。(トイレtpーパー、ティッシュペーパーを除く) ※製品の長尺化及び狭幅化が図られていること(トイレtpーパー) ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。(トイレtpーパー、ティッシュペーパー) ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。(トイレtpーパー、ティッシュペーパー) ※簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】     エコマーク (バージンパルプ原料に係る森林認証マーク等) 【総合評価指標の表示例】 総合評価値 80 【参考先】 http://www.sxx-pjpw.co.jp/kyouka	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%

2 文具類				
シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー	①集中購買物品における物品単価表において、規格の欄に★印が表示されているものであること、または、カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ※使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ※木材及びバージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ※間伐材、間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ※プラスチック製の包装又は梱包材には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%	
ステープラー針リムーバー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(液状、テープ) クラフトテープ 布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット(玉、バー) テープカッター パンチ(手動) モルトケース(紙めくり用、スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削(手動) OAクリーナー(ウェットタイプ、液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース(CD・DVD・BD用) マウスパッド OAフィルタ(枠あり) 丸刃式紙裁断機	【参考となる環境ラベル等】 			

カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり(液状, 澱粉のり, 固形)(補充用を含む) のり(テープ) ファイル(クリアーホル ダー及びクリアーファ イルを除く)			
クリアーホルダー クリアーファイル	次のいずれかの要件を満たすこと ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと、 ア.認定プラスチック使用製品であること。 イ.再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマー素材からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用されている場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法律に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 上記①及び②以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ※表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用または分別廃棄できる構造になっていること。		
バインダー	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア.認定プラスチック使用製品であること。 イ.再生プラスチックがプラスチックの重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック素材の20%以上使用されていること。 ②金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法律に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③上記①及び②以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ※表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用または分別廃棄できる構造になっていること。		

ファイリング用品 アルバム(台紙を含む) つづりひも カードケース 事務用封筒(紙製) 窓付き封筒(紙製) けい紙			
ノート タックラベル インデックス パンチラベル 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザ 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札(机上用, 衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ(フックを含む) チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド			

3 機器類オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※長期間の使用が可能な設計、再使用、再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、製品の長寿命化、省資源化または材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ※使用済み製品の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあり、再使用または再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ※原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク  JOIFAグリーンマーク	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
--	--	---	-------------

4 画像機器等	①カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準(「1 紙類」参照)を満たす用紙の使用が可能であること。	
コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	※ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ※電池には、カドミウム化合物、鉛化合物、水銀化合物が含まれないこと。 ※部品の再使用または材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。(コピー機等) ※一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。(プリンタ等、ファクシミリ) ※プラスチック部品が使用される場合には再生プラスチックが可能な限り使用されていること。(ファクシミリ) ※紙の使用量を削減できる機能を有すること。(コピー機等、プリンタ等) ※簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること。 【参考とする環境ラベル等】  エコマーク  国際エネルギー スタープログラム	当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 100% ただし、リース・レンタル契約により設置するものにあつては、当該年度に新規又は現機種を変更により導入するものに限る。
プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ	※電池には、カドミウム化合物、鉛化合物、水銀化合物が含まれないこと。 ※部品の再使用または材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。(コピー機等) ※一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。(プリンタ等、ファクシミリ) ※プラスチック部品が使用される場合には再生プラスチックが可能な限り使用されていること。(ファクシミリ) ※紙の使用量を削減できる機能を有すること。(コピー機等、プリンタ等) ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること。 【参考とする環境ラベル等】  エコマーク  国際エネルギー	

プロジェクタ	※光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ※可能な限り個体光源ランプが使用されていること。 ※可能な限り低騒音であること。 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※回収、再利用または再生利用及びリサイクルされない部品の適正処理のシステムがあること。 ※長寿命化・省資源化、部品の再利用、リサイクル設計がなされていること。 ※ハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。(筐体部分) ※再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※マニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再利用又は再生利用のためのシステムがあること。 【参考となる環境ラベル等】
トナーカートリッジ 【対象: 補充用の製品】 インクカートリッジ 【対象: 補充用の製品】	※回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料または部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること(クローズドリサイクルシステム)。(トナーカートリッジに適用) ※各種システムの構築及び再資源化率を証明できる書類を備えていること。 ※個々のプラスチック製筐体部品は、それぞれ1種類のポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること、また、筐体部品に使用されているすべての25gを超えるプラスチック製部品は、4種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。 ※定量的環境情報の算定及び開示については、次のいずれかであること。 ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 本体機器において当該機器の消耗品であるトナーカートリッジを含めて、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が当該カートリッジと同一業者により開示されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】

5 電子計算機等	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。	
パソコン	※長寿命，省資源，再生利用しやすい設計であること。 ※バッテリーの駆動時間が必要以上に長くないこと（一般行政事務用ノートPCに適用）。 ※再使用部品が可能な限り使用されていること。 再生プラスチック，バイオマスプラスチックを使用していること。 ※再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ※マニュアルやリカバリCDが削減されていること。 ※簡易包装，包装材の回収及び再利用システムがあること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク  国際エネルギー スタープログラム  省エネラベリング	当該年度の品目ごとの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 100% ただし、リース・レンタル契約により設置するものにあつては、当該年度に新規又は現機種を変更により導入するものに限る。
磁気ディスク装置 ディスプレイ	※回収，再使用，再生利用，適正処理のシステムがあること。 ※部品の再使用または材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再使用部品，再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収，再使用，再生利用システムがあること。 （ディスプレイに適用） 【参考となる環境ラベル等】 ○磁気ディスク装置  省エネラベリング ○ディスプレイ  エコマーク  国際エネルギー スタープログラム	
記録用メディア 【対象：直径12mmのCD-R，CD-RW，DVD±R，DVD±RW，DVD-RAM，BD-R，BD-RE】	【判断の基準はケースに適用】 ※原料の原木は持続可能な森林から算出されたものであること。（間伐材又は再生資源を除く） ※簡易包装，再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク	

6 オフィス機器等	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。	
シュレッダー	※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※使用済み製品の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあり、再使用または再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ※分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再生使用部品または再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。	当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 100% ただし、リース・レンタル契約により設置するものにあつては、当該年度に新規又は現機種を変更により導入するものに限る。
デジタル印刷機	※特定の化学物質が含有率基準を超えないこと。 ※インク容器の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 ※使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用または適正処理される場合は、この限りでない。 ※分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再生使用部品または再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については規定値とする。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用システムがあること。 【参考となる環境ラベル等】 エコマーク	
掛時計 【対象: 執務室・会議室等において使用する壁掛式の時計】	※使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ※再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】 エコマーク	
電子式卓上計算機	※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】 エコマーク	

	一次電池又は小型充電式電池 【対象:単1～単4形】	※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用または再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】  JISマーク		
7 移動電話等		カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 【参考となる環境ラベル等】  モバイル・リサイクル・ネットワーク 携帯電話やPHSのリサイクルにご協力を。		
	携帯電話 【対象:通常の行政事務の用に供するもの】 PHS 【対象:通常の行政事務の用に供するもの】 スマートフォン	※省電力化、充電器の待機時消費電力の省エネ化がなされていること。 ※希少金属類(レアメタル・レアアース)を減量・代替する取組がなされていること。 ※部品の修理システム、部品の保管システムがあること。 ※筐体へのハロゲン系難燃剤の使用が抑制されていること。 ※筐体または部品に再生プラスチックまたはバイオマスプラスチックが可能な限り使用されていること。(プラスチックを使用している場合) ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 ※製品の梱包又は梱包への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること。(プラスチックを使用している場合)	当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100% ただし、リース契約により設置するものにあつては、当該年度に新規又は現機種を変更により導入するものに限る。

8 家電製品	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。	
電気冷蔵庫 【除外:業務用】 電気冷凍庫 【除外:業務用】 電気冷凍冷蔵庫 【除外:業務用】	※部品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再生プラスチックが部品に使用されていること。 ※塗料は有機溶剤及び臭気が少ないものであること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 【参考となる環境ラベル等】 統一省エネラベル	当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 100% ただし、リース契約により設置するものにあつては、当該年度に新規又は現機種を変更により導入するものに限る。
テレビジョン受信機	※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※製品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再生プラスチックが部品に使用されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 ※製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。若しくは、プラスチック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。 【参考となる環境ラベル等】 エコマーク 統一省エネラベル	

電気便座 【対象:温水洗浄便座(洗浄機能のみのもの、暖房用の便座のみを有するものを除く)】	※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※再使用または再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再使用または再生プラスチックが部品に使用されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 【参考となる環境ラベル等】 統一省エネラベル
---	--

電子レンジ 【除外:業務用、ガスオープン有するもの、定格入力電圧200V専用、庫内の高さ135mm未満、システムキッチンに組み込まれているもの】	※再使用または再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再使用または再生プラスチックが部品に使用されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 【参考となる環境ラベル等】  省エネラベリング		
9 エアコン等	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。		
エアコン 【対象:家庭用かつ冷房能力28kW以下のもの】 【除外:業務用の一部等】	※冷媒に可能な限りGWPの小さい物質が使用されていること。 ※製品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさへの配慮及び情報開示がなされていること。 ※再生プラスチックが部品に使用されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 【参考となる環境ラベル等】  統一省エネラベル	当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100% ただし、リース契約により設置するものにあつては、当該年度に新規又は現機種を変更により導入するものに限る。
ガスヒートポンプ式冷暖房機 【対象:定格冷房能力が7.1kWを超え28kW未満のもの】	※冷媒に可能な限りGWPの小さい物質が使用されていること。 ※JIS C 0950に定められている、特定化学物質の含有基準値を超えていないこと。 ※再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再生プラスチックが部品に使用されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 【参考となる環境ラベル等】  JISマーク		

	ストーブ 【対象:ガス又は灯油を燃料とするもの】	※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再生プラスチックが部品に使用されていること。 ※簡易包装, 再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 【参考となる環境ラベル等】  省エネラベリング		
10 温水器等		カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 【参考となる環境ラベル等】  省エネラベリング		
	ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 【除外:業務用】 石油温水機器 【除外:業務用】 ガス調理機器 【除外:業務用, カセットコンロ】	※冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。(ヒートポンプ式電気給湯器) ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再生プラスチックが部品に使用されていること。 ※簡易包装, 再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。	当該年度の調達する調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%

11 照明	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。	
LED照明器具 【対象:ダウンライト,シーリングライト,ブラケット,ペンダントライト,スポットライト及び卓上スタンド】 LEDを光源とした内照式表示灯 【対象:表示板,案内板等】	※初期照度補正, 人感センサ, あかるさセンサ制御等の機能があること。(LED照明器具) ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ※分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※使用される塗料は有機溶剤及び臭気が少ないこと。 ※簡易包装, 再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 ※再生プラスチックが部品に使用されていること。(LEDを光源とした内照式表示灯) 【参考となる環境ラベル等】 ○家庭用蛍光灯照明器具 (LED照明器具) ○施設用蛍光灯照明器具 卓上スタンド  統一省エネラベル  省エネラベリング	当該年度の調達する調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 100%
電球形LEDランプ(電球型LEDランプ)	※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ※簡易包装, 再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】 ○電球型LEDランプ ○電球型蛍光灯ランプ  エコマーク  省エネラベリング	

12 自動車等

自動車 【対象：道路運送車両法施行規則第2条における普通、小型、軽自動車】	カタログやメーカーHPの「グリーン購入法適合車種」などのページで適合車種であることが確認できること。 ※カーエアコンの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ※鉛の使用量が可能な限り削減されていること ※長寿命化、省資源化、部品の再使用、材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再生材が可能な限り利用されていること。 ※バイオマスプラスチックまたは植物を原料とする合成繊維が可能な限り使用されていること。 ※エコドライブ支援機能を搭載していること。	当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総数（台数及び本数）に占める基準を満たす調達数（台数及び本数）の割合とする。	100%
乗用車用タイヤ 【対象：市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く）】	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※製品の長寿命化に配慮されていること。 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材の回収及び再使用または再生利用システムがあること。 【参考となる環境ラベル等】 低燃費タイヤ統一マーク		

13 消火器

消火器 【対象：粉末(ABC)消火器とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含む】	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※材料再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※消火器の設置台または収納箱等にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが使用されていること。また、使用後に製品とともに回収され、再使用、再生利用が行われること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り単一素材化が図られていること。また、簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク	当該年度に調達する調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
---	---	---	-------------

14 制服・作業服等

制服 【対象：ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したもの】 作業服 【対象：ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したもの】 帽子 【対象：ポリエステル繊維を使用したもの】 靴 【対象：ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維】	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※製品について環境配慮設計がなされていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※甲部または底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチックまたは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。(靴) 【参考となる環境ラベル等】    エコマーク エコ・ユニフォームマーク PETボトルリサイクル推奨マーク	当該年度の各品目ごとの調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
--	---	---	-------------

15 インテリア・寝装寝具	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】     エコマーク PETボトルリサイクル フレームマーク 衛生マット ル推奨マーク	
カーテン 布製ブラインド 毛布 ふとん	※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※製品について環境配慮設計がなされていること。 ※臭気系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。(カーテン，布製ブラインド) ※可能な限り未利用繊維，反毛繊維が使用されていること。 ※製品使用後に，回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 100%
金属製ブラインド	※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※再生プラスチックが部品に使用されていること。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。	
カーペット (タイルカーペット，ニードルパンチカーペット，タフテッドカーペット，織じゅうたん)	※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。(タイルカーペットを除く) ※ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ※製品使用後に，回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 ※製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※製品について環境配慮設計がなされていること。	
ベッドフレーム 【除外：医療用，介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のもの】	※長期使用，再生利用に配慮された設計であること。 ※紙，木質の原料として使用される原木は，持続可能な森林から産出されたものであること。 ※包装材等の回収，再使用，再生利用システムがあること。	
マットレス 【除外：高度医療に用いるもの(手術台，ICUベッド等)】	※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。	

16 作業手袋			
作業手袋	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※可能な限り未利用繊維、反毛繊維が使用されていること。(すべり止め塗布加工部分を除く) ※漂白剤を使用していないこと。 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※製品について環境配慮設計がなされていること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
17 その他繊維製品	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】   エコマーク PETボトルリサイクル推奨マーク		
ブルーシート	※製品について環境配慮設計がなされていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
集会用テント	※製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。		
防球ネット	※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。		
モップ	※製品について環境配慮設計がなされていること。		
旗 【対象:ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したもの】	※臭気系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。(カーテン、布製ブラインド) ※製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※製品について環境配慮設計がなされていること。		
のぼり 【対象:ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したもの】			
幕 【対象:ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したもの】			

18 設備

太陽光発電システム

①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が、次の区分ごとの基準値以上であること。

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

②太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報が開示され容易に確認できること。

③発電電力量等が確認できるものであること。

④太陽電池モジュールは公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。

⑤パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の90%以上を5年以上維持できるように設計・製造されていること。

⑥太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが3年以内であること。

⑦太陽電池モジュールについては、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。

⑧修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。

※分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。

※来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。

※設備撤去時には、撤去事業者または排出事業者による回収及び再使用または再生利用が可能であり、再使用または再利用されない部分については適正処理が可能であること。

※特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。

※太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。

※重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。

当該年度の調達による総量(導入施設数)とする。

調達目標は設定しない。

太陽熱利用システム	各メーカーカタログに表示されているグリーン購入法適合商品等（メーカーにより表示方法は異なる。）であること。 ※修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ※集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ※原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※設備撤去時には、撤去事業者または排出事業者による回収及び再使用または再生利用が可能であり、再使用または再利用されない部分については適正処理が可能であること。 ※アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ※重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。加えて、プラスチック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。 【参考となる環境ラベル等】
	エコマーク JISマーク

燃料電池	商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。 ※分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。		
エネルギー管理システム	建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、搬入拠点等において可視化できるシステムであること。 ※設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。		
生ごみ処理機	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ※使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ※処理後の生成物は、肥料化、飼料化またはエネルギー化等により再生利用されること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク	当該年度の調達による総量(台数)とする。	
節水器具 【対象:節水、節湯を目的としたコマ等及び水栓】	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※取替用のコマにあつては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ※使用用途における従前どおりの使用感であること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク	当該年度に調達する総調達量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	
給水栓【対象:節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、時間止め水栓、定量止め水栓、自動水栓(自己発電機構付)、自動水栓(AC100Vタイプ・乾電池式)、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、水優先吐水機構を有する水栓】	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク		
日射調整フィルム 低放射フィルム	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※遮蔽係数が可能な限り低いものであること。 【参考となる環境ラベル等】  エコラベル		

テレワーク用ライセンス	①インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。 ※テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。		
Web会議システム	①インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 ②他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。 ※Web会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。 ※オンライン名刺交換機能が導入できること。		
地中熱利用システム	地中熱(地下水熱を含む)を利用する設備であり、暖気・冷気、温水・冷水、冷媒、不凍液等によって空気調和・給湯及び融雪を行うものであること。地中熱設備整備に際し、地下水熱利用を行う場合は、導入場所の地下水採取規制等を順守の上、適切な設計及び運用を行うこと。 ※地下水・地盤環境を継続的にモニタリング可能であること。 ※地中熱利用ヒートポンプシステムの効率(成績係数)が高いこと。 ※ライフサイクル全体における環境負荷の低減を考慮していること。		

19 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水	①基準値1は、賞味期限が10年以上であること。 基準値2は、賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 ※回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ※容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ※使用する容器 ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。	当該年度に調達する総調達量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
アルファ化米 保存パン 乾パン	①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 ※回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。		
レトルト食品	①賞味期限が5年以上であること。もしくは3年以上で、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 ※回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。		
フリーズドライ食品	①賞味期限が3年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 ※回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。		
非常用携帯燃料	①品質保証期限が5年以上であること。 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		

携帯発電機 【対象: 定格出力が 3kVA以下の発動発電 機】	①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機(天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。)にあっては、排出ガスが表1に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。 イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。 ②騒音レベルが98デシベル以下であること。 ③連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては1時間以上であること。 表1 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排気ガス基準値 <table><tr><th rowspan="2">排気量の区分</th><th colspan="2">廃棄ガス基準値(g/kWh)</th></tr><tr><th>HC+NOx</th><th>CO</th></tr><tr><td>66cc未満</td><td>50</td><td rowspan="4">610</td></tr><tr><td>66cc以上100cc未満</td><td>40</td></tr><tr><td>100cc以上225cc未満</td><td>16.1</td></tr><tr><td>225cc以上</td><td>12.1</td></tr></table> 備考) 排出ガスの測定方法はJIS B8008-4のG2モードによる。 表2 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排気ガス基準値 <table><tr><th colspan="3">排出ガス基準値(g/kWh)</th></tr><tr><th>NMHC+NOx</th><th>CO</th><th>PM</th></tr><tr><td>7.5</td><td>8</td><td>0.4</td></tr></table> 備考) 排出ガスの測定方法はJIS B8008-4のD2モードによる。 ※燃料消費効率が可能な限り高いものであること。 ※使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。 ※製品の小型化及び軽量化が図られていること。 ※製品の長寿命化、部品の再使用または原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	排気量の区分	廃棄ガス基準値(g/kWh)		HC+NOx	CO	66cc未満	50	610	66cc以上100cc未満	40	100cc以上225cc未満	16.1	225cc以上	12.1	排出ガス基準値(g/kWh)			NMHC+NOx	CO	PM	7.5	8	0.4		
排気量の区分	廃棄ガス基準値(g/kWh)																									
	HC+NOx	CO																								
66cc未満	50	610																								
66cc以上100cc未満	40																									
100cc以上225cc未満	16.1																									
225cc以上	12.1																									
排出ガス基準値(g/kWh)																										
NMHC+NOx	CO	PM																								
7.5	8	0.4																								
非常用携帯電源	①電気容量が100Wh以上であること。 ②保証期間または使用推奨期限が5年以上であること。 ※分別が容易であって、再生利用、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。																									

20 公共工事			
公共工事	公共工事の構成要素である資材・建設機械等の使用に当たっては、各地域の供給状況を踏まえながら、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、以下の資材・建設機械等を使用した公共工事の調達を推進する。 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる資材（材料、機材を含む）、建設機械、工法または目的物の使用に努めることとする。 ※資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		調達目標は設定しない。
建設汚泥から再生した処理土	①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害化学物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。		
土工用水砕スラグ	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 ※鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。		
スラグ（一般廃棄物及び下水汚泥）	「宇都宮市溶融スラグ有効利用指針」に則したものであること。		
再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。		
鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 ※鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。		
中温化アスファルト混合物	加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。		
鉄鋼スラグ混入路盤材	路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 ※鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。		
再生骨材等	コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。		
間伐材	間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。		
高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。		
フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。		
エコセメント	都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。		
透水性コンクリート	透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。		
鉄鋼スラグブロック	骨材のうち製鋼スラグ（転炉スラグ・電気炉酸化スラグ）を重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 ※鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。		
フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	吹付けコンクリートであって、 1m^3 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。		
下塗用塗料（重防食）	鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。		

	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。		
	高日射反射率塗料	①明度L値が40.0以下の場合、近赤外域における日射反射率が40.0%以上であること。明度L値が40.0を超える場合は、近赤外域における日射反射率(%)が明度L値の値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。		
	高日射反射率防水	近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。		
	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	①原料に再生材料を用い、焼成されたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。 ※土壌汚染対策法に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。		
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	①原料に再生材料が用いられたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ※再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。		
	バークたい肥	以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質製廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率(乾物) 70%以上 ・炭素窒素比[C/N比] 35 以下 ・陽イオン交換容量[CEC](乾物) 70meq/100g以上 ・pH 5.5~7.5 ・水分 55~65 % ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量[N](現物) 0.5 %以上 ・りん酸全量[P ₂ O ₅](現物) 0.2 %以上 ・加里全量[K ₂ O](現物) 0.1 %以上		
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比(脱水汚泥ベース)25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良剤を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率(乾物) 35%以上 ・炭素窒素比[C/N比] 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量[N](現物) 0.8%以上 ・りん酸全量[P ₂ O ₅](現物) 1.0%以上 ・アルカリ分(現物) 15%以下 (ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りではない。)		

	LED道路照明	LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア.標準皮相電力が国の方針に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ.演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ.LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。 ②トンネル照明器具(基本照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア.標準皮相電力が国の方針に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ.演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ.LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。 ③トンネル照明器具(入口照明)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア.標準皮相電力が国の方針に示された種別ごとの値以下であること。 イ.演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ.LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。		
	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。 ※撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ※製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。		
	セラミックタイル	①原料に再生材料が用いられているものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。 ※土壌汚染対策法に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。		
	断熱サッシ・ドア	建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ・複層ガラスを用いたサッシ ・二重サッシ ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドア ※サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。 ※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第21条第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。		
	製材	①間伐材、林地残材又は小径木であること。 ②原料とされる原木は合法的なものであること。[別紙2参照] ※原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。		

集成材 合板 単板積層材 直交集成板	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料とされる原木は合法なものであること。〔別紙2参照〕 ②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の木材にあっては、原料とされる原木は合法なものであること。〔別紙2参照〕 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 ※間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
フローリング	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料とされる原木は合法なものであること。 ②①以外の場合は、原料とされる原木は合法なものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 ※間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。） ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は合法な木材であること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 ※合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
木材・プラスチック複合材製品	①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上使用されていること。 ②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。 ③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 ④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。
ビニル系床材	再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。 ※工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。
断熱材	建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、次の要件を満たすものとする。 ①フロン類が使用されていないこと。 ②再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材2種及び硬質ウレタンフォーム断熱材3種については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。
照明制御システム	連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。

		変圧器【対象: 定格一次電圧が600Vを超え7000V以下のものであって交流の電路に使用されるもの】	省エネ法のトップランナー基準に示されたエネルギー消費効率を上回らないこと。 ※運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。		
		吸収冷温水機 【対象: 冷凍能力が105kW以上のもの】	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①冷凍能力が352kW未満のときは、冷房の成績係数は1.20以上であること。 ②冷凍能力が352kW以上のときは、冷房の成績係数は1.45以上であること。		
		氷蓄熱式空調機器【対象: 冷却能力・冷房能力が28kW以上のもの】	①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数は次の数値以上であること。 ・氷蓄熱ユニットの冷房成績係数は2.2以上であること。 ・氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーの冷房成績係数は3.0以上であること。		
		ガスエンジンヒートポンプ式空調機器 【対象: 定格冷房能力が28kW以上のもの】	①冷房能力が28kW以上35.5kW未満のもの期間成績係数(APFp)が1.22以上、冷房能力が35.5kW以上45kW未満のものは期間成績係数(APFp)が1.37以上、冷房能力が45kW以上56kW未満のものには期間成績係数(APFp)が1.59以上、冷房能力が56kW以上のものは期間成績係数(APFp)が1.70以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。		
		送風機 ポンプ	プレミアムモーター〔JIS C 4213の低圧トップランナーモータ〕が使用されていること。		
		排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で三層管においては30%以上、単層管においては80%以上使用されていること。 ※製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。		
		自動水栓	①自動水栓(自己発電機構付)にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ウ. 単相交流(100V)の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。 ②自動水栓(AC100Vタイプ・乾電池式)にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。 イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。		
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。		
		大便器	洗浄水量が6.5L/回以下であること。		
		再生材料を使用した型枠(コンクリート用枠)	再生材料を使用した型枠については、再生プラスチック・古紙パルプを原料とした再生材料が原材料の重量比で50%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 ※再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性(材料費、転回回数、回収費、再生処理費等を考慮)が確保されたものであること。 ※製品に使用されるプラスチックは使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないもの。		

	合板型枠	型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、合法的な木材であること。 ②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、合法的な木材であること。 ※間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。		
	排出ガス対策型建設機械	搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年建設省経機発第249号)」に定める第一次基準値以下であること。		
	低騒音型建設機械	建設機械の騒音の測定値が、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)」に定める騒音基準値以下であること。		
	低品質土有効利用工法	施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。		
	建設汚泥再生処理工法	①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害化学物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。		
	コンクリート塊再生処理工法	施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。		
	路上表層再生工法	既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。		
	路上再生路盤工法	既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。		
	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。		
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。		
	排水性舗装	雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。		
	透水性舗装	雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。		
	屋上緑化	①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 ※屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ※灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。		

21 役務

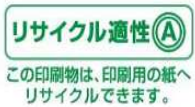
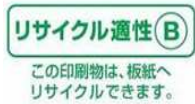
省エネルギー診断	省エネルギー診断に係る技術資格者が、設備等の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査・分析し、省エネ対策、再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善に加え、エネルギー管理体制・管理方法について提案がなされること。	当該年度に受診する基準を満たす省エネルギー診断の総件数とする。	調達目標は設定しない。
印刷 【対象：紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷】	基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の①から④の要件を満たすこと。 ①総合評価値80以上の印刷・情報用紙（「1紙類」参照）を使用していること。（ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。） ②リサイクル適性Aランクの用紙、インキ等の資材が使用されていること。ただし、印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。〔古紙のリサイクル適性については「表1」参照〕 ③印刷物へリサイクル適性を下記のとおり表示すること。なお、綴じ部と本紙が分離可能な製本加工カレンダーは、本紙の用紙ごとにリサイクル適正を表示すること。 ア. Aランクの材料のみ使用：「印刷用の紙にリサイクルできます」  イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く）：「板紙にリサイクルできます」  ウ. CまたはDランクの材料を使用：「リサイクルに適さない資材を使用しています」 ④印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。（「表2」参照） ⑤次のいずれかの要件を満たした事業者又は印刷物であること。 ア. 環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者であること。 イ. 環境報告書等を作成・公開している事業者であること。 ウ. 印刷物の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 エ. ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物であること。 オ. グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定を取得している事業者（工場等）であること。	当該年度の発注件数（金額）に占める基準を満たす印刷物の発注額の割合とする。	調達目標は設定しない。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙 【加工紙】 抄色紙（A）＊／ファンシーペーパー（A）＊／樹脂含浸紙（水溶性のもの）	【加工紙】 抄色紙（B）＊／ファンシーペーパー（B）＊／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙（C）＊／ファンシーペーパー（C）＊／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 複色紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙

② インキ 類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセット用金・銀インキ／バールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー	—	—

③ 加工 資材	【紙本加工】 製本用金／ホッチキス等／縫綴装化 EVA 系ホットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／水溶性のり	【紙本加工】 製本用糸／TVA 系ホットメルト	【紙本加工】 クロス貼り（右クロス、紙クロス）	
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、フレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、UV 防曇コート／防汚し	—	—
④ その他	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆ —	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く） 【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキ、ユラーレンズ使用） 【異物】 石／ガラス／食物（製本用ホッチキス、計金等除く）／上砂／木片／プラスチック類／布類／紐材（右こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	— 【異物】 芳香付製品（芳香剤、香水、口紅等）

備考： 1 ☆印の資材（縫綴装化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを希望すること。
2 ☆印の資材（砂色紙、フアンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法 not」に掲載されている各製品のリサイクル性を確認すること。

表 2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項 目	標 準
製版	デジタル化	工程のデジタル化（DTP 化）率が 60% 以上であること。
刷版	廃液及び製版フィルムからの紙回収 印刷版の再使用又はリサイクル	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムからの紙の回収を行っていること。 印刷版（アルミ基のものの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
オフ セッ ト 刷	VOC の発生抑制	次のいずれかの対策を講じていること。 ・水なし印刷システムを導入していること。 ・潤し水循環システムを導入していること。 ・VOC 対策に資する環境に配慮した温し水を導入していること。 ・自動洗浄を導入していること、又は自動洗浄の場合は循環システムを導入していること。 ・VOC 対策に資する環境に配慮した洗浄剤を導入していること。 ・廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。 輸送印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
	製紙原料へのリサイクル 印刷機の廃紙回収促進	模紙等（印刷工程から発生する模紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80% 以上であること。 省電力機能の活用、元使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
	製紙原料等へのリサイクル	模紙等（印刷工程から発生する模紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80% 以上であること。
表面 加工	VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30% 未満で使用していること。
	製紙原料等へのリサイクル	模紙等（光沢加工工程から発生する模紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80% 以上であること。
製本 加工	騒音・振動抑制	窓、ドアの開閉を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
	製紙原料へのリサイクル	模紙等（製本工程から発生する模紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70% 以上であること。

- 備考) 1 本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の二たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
- 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする
- 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことという。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 4 印刷工程の印刷版の再利用又はリサイクル(印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む。)は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 5 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」の環境に配慮した洗浄水及び環境に配慮した洗浄剤については、日本印刷産業連合会が運営する「グリーンプリンテイング資材認定制度」において認定されたエッチ液(洗浄水)及び洗浄剤を参考とすること。
- 6 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」の廃ウェス容器や洗浄剤容器に相当する等及び精製印刷工程のVOC処理装置の設置・適切な運搬管理、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び親本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に該当しているものとみなす

⑥オフセット印刷については、バイオマスを含むインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。

【参考となる環境ラベル等】



植物油インキマーク



NLマーク

⑦デジタル印刷については、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

※各課等で印刷物の印刷を役務として発注する際は、納入業者に資材確認票の提出を求め、使用される資材等について事前に確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作成に努めること。

※印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。

※デジタル化(DTP, CTP, DDCP方式)の採用により廃棄物が削減されていること。

※揮発性有機化合物(VOC)の発生抑制に配慮されていること。

※インク缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再利用またはリサイクルされていること。

※印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が抑制されていること。

※バージンパルプの持続可能性が確認されていること。

※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

食堂 【対象:庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂】	基準値1は、次の①及び②から⑩までの要件を、基準値2は、②から⑩までの要件をそれぞれ満たすこと。 ①食堂内における飲食物の提供に当たっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。 イ. 可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。 ウ. 環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産行程管理から生産された第三者によって確認された農産物又はこれを原料とする加工品を取り扱うこと。 ②生ゴミの減容や減量等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ③繰り返し利用できる食器が使われていること。 ④食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック容製の容器等を使用しないこと。(利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない、) ⑤食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定 ⑥食品廃棄物の単位あたり発生量が目標値以下(食品廃棄物の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用) ⑦食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 ⑧食品ロスの削減(提供する量の調整、持ち帰り容器の提供等) ⑨食堂利用者に対する飲食物の食べ残し削減の呼びかけ、啓発等 ⑩食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス、水等)の把握、省エネルギー、節水のための措置	当該年度の「役務」における契約総数(件数)に占める基準を満たす契約数(件数)の割合とする。	調達目標は設定しない。
自動車用タイヤ更生	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 【参考となる環境ラベル等】  JISマーク	当該年度の「役務」における契約総数(件数)に占める基準を満たす契約数(件数)の割合とする。	調達目標は設定しない。

自動車整備 【対象：普通，小型，軽自動車】	①自動車のリサイクル部品・リビルド部品が使用されていること。 ②エンジン洗浄を実施する場合は，以下の要件を満たすこと。 ア．大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄前後で20%以上削減されること。 イ．エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において，エンジン洗浄実施前の測定値から20%以上の削減効果がなかった場合，無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。 ※エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積，費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに，当該情報が開示されていること。 ※ロングライフクーラントの再利用に努めていること。 ※自動車整備に当たって，使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努めていること。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度における自動車整備（①又は②の基準を満たすもの）の総件数とする。	調達目標は設定しない。
庁舎管理	①特定調達物品等の使用 ②省エネ法（工場等に係る措置）の管理基準に基づくエネルギー使用の合理化 ③省エネルギー計画の立案，対策の選定，当該対策に係る実施基準等に基づく実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施 ④省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用改善の措置 ⑤エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置 ⑥フロン類の漏えい防止のための適切な措置が講じられていること。 ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理基準等への配慮。 ※エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切な実施。 ※エネルギーの使用状況の分析・評価に基づく設備・機器等及びシステムの適切な管理・運用による温室効果ガスの排出削減。 ※施設のエネルギー管理，省資源，廃棄物排出抑制等に係る専門技術者の配置。当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施。 ※使用する物品の調達において，ライフサイクル全体の環境負荷の低減に考慮すること。	当該年度の「役務」における契約総数（件数）に占める基準を満たす契約数（件数）の割合とする。	調達目標は設定しない。
植栽管理 【対象：庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理】	①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は，判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ③農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用がされていること。 ※灌水の雨水利用に配慮されていること。 ※剪定・除草において発生した，小枝・落葉等の処分について，堆肥化等が行われること。 ※植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌良材）を施肥に使用されていること。 ※植替えの際は，既存の植栽を考慮し，病害虫発生しにくい樹種が提案が行われること。 ※使用する機材・器具等については，可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。 ※可能な限り，再使用又は再生利用可能であって，土の代替となる植込み材の使用に努めていること。 ※選定・伐採等にチェーンソーを使用する場合，チェーンソーオイルは生分解性のものが使用されていること。	当該年度の「役務」における契約総数（件数）に占める基準を満たす契約数（件数）の割合とする。	調達目標は設定しない。
加煙試験	①加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。 ※簡易包装，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度の「役務」における契約総数（件数）に占める基準を満たす契約数（件数）の割合とする。	調達目標は設定しない。

清掃	エコマーク(No.510)認定サービスであること。 ※清掃に用いるワックス、洗浄剤等は、使用量削減または適正量の使用に配慮されていること。 ※補充品等は、過度な補充を行わないこと。 ※洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度(pH)のものが使用されていること。 ※ワックス、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ※清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。 ※建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。 ※資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。	当該年度の「役務」における契約総数(件数)に占める基準を満たす契約数(件数)の割合とする。	調達目標は設定しない。
タイルカーペット洗浄	①使用する機器の消費電力が0.22kwh/m2以下 ②使用する水量が40L/m2以下 ③清掃に係る判断の基準を満たす洗剤等の使用 ④洗浄完了後の回収水の透視度が5ポイント以上 ※清掃に用いる洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ※洗剤の原料に植物油脂が使用される場合、持続可能な原料が使用されていること。 ※洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ※清掃に当たって使用する電気が、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。	当該年度の「役務」における契約総数(件数)に占める基準を満たす契約数(件数)の割合とする。	調達目標は設定しない。
機密文書処理	エコマーク(No.506)認定サービスであること。 ※機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。 ※紙(印刷・情報用紙及び衛生用紙)として再生可能な処理が行われること。 ※運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルート of 効率化が図られていること。 ※可能な限り電動車又は低燃費・低公害車による運搬が行われること。 【参考となる環境ラベル等】 エコマーク	当該年度の「役務」における契約総数(件数)に占める基準を満たす契約数(件数)の割合とする。	調達目標は設定しない。

害虫防除 【対象:庁舎等のねずみ・昆虫, 外来生物等 その他の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除】	①害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②殺そ剤又は殺虫剤の適正利用を含む総合的害虫防除措置が講じられていること。 ③害虫等の発生・侵入を防止するため措置が講じられていること。 ④事前計画・目標が設定されるとともに、作業後に、効果判定(確認調査, 防除の有効性評価等)が行われていること。 ⑤殺そ剤または殺虫剤の適正かつ効果的に使用されていること。 ※生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。	当該年度の「役務」における契約総数(件数)に占める基準を満たす契約数(件数)の割合とする。	調達目標は設定しない。
輸配送 【対象:国内向けの信書, 宅配便, 小包郵便物(一般, 冊子等)及びメール便の配送委託】	グリーン経営認証を取得しているまたは認証取得に準ずる取組を行っている事業者であること。 ※エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の実施 ※電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。 ※エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ※VICSやETC等、高度道路交通システム(ITS)の導入 ※事業所、集配拠点等のエネルギー使用実態把握、使用量の削減 ※輸配送に使用する車両台数を削減するための積載率の向上が図られていること。 ※輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。 ※再配達を削減するための取組が実施されていること。 ※宅配便等の包装用品は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮。 ※搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムの代替として、繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用を努めていること。 ※配送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムが使用される場合は、再生プラスチック製フィルムが可能な限り使用されていること。 ※輸配送業務の再委託先にも、環境負荷低減に向けた取組の実施を要請する。 ※NOx・PM法の対策地域においては排出基準を満たした自動車による走行を行っていること。 【参考となる環境ラベル等】  グリーン経営認証	当該年度の「役務」における契約総数(件数)に占める基準を満たす契約数(件数)の割合とする。	調達目標は設定しない。

旅客輸送	グリーン経営認証を取得しているまたは認証取得に準ずる取組を行っている事業者であること。 ※エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第6号)及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針」(平成26年経済産業省・国土交通省告示第3号)を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ※電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。するとともに、また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による旅客配送が実施されていること。 ※エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ※道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。 ※事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ※GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。 【参考となる環境ラベル等】 グリーン経営認証	当該年度の「役務」における契約総数(件数)に占める基準を満たす契約数(件数)の割合とする。	調達目標は設定しない。
-------------	--	--	--------------------

小売業務 【対象：庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗】	①容器包装の過剰な使用抑制のための独自の取組が行われていること。 ②消費者のワンウェイ製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための独自の取組が行われていること。 ③食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと ア食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定 イ食品廃棄物の発生抑制のための消費者への呼びかけ等 ウ持続可能性に関する食品の原材料の調達方針等の公表 エ食品廃棄物等の単位あたり発生量が目標値以下 オ食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 ④店舗で取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。 ⑤ワンウェイのプラスチック製の買物袋（以下「レジ袋」という。）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが50%以上使用されていること。 イ、呼び厚さが0.02mm 以下であること。 ウ、素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。 ⑥認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。 ア、ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること。 イ、文具のうち、クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダーであって、本基本方針「3. 文具類」に示す各品目に係る基準値1を満たすこと。 ウ、家庭用化粧品製品のうち、シャンプー・リンス、ボディウォッシュ、ハンドソープであって、家庭用化粧品容器が認定プラスチック使用製品であること。 エ、家庭用洗剤製品のうち、洗濯用洗剤、柔軟仕上げ材、台所用洗剤、食洗器用洗剤、住居用洗剤であって、家庭用洗浄剤容器が認定プラスチック使用製品であること。 ※店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。 ※店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。 ※レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。 ※食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。 ※冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。 ア、冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 イ、冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。 ※プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。	当該年度の「役務」における契約総数（件数）に占める基準を満たす契約数（件数）の割合とする。	調達目標は設定しない。
---	---	--	--------------------

クリーニング 【対象：各課等において個別に発注するもの】 【除外：本庁舎地下1階で営業する店舗】	①ドレンの回収及び再利用による省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ハンガーの回収及び再利用等の仕組みが構築されていること。 ④袋・包装材の削減のための独自の取組が実施されていること。 ※揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ※ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ※事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ※可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ※プラスチック製のハンガーにあつては、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。 ※包装用のプラスチック製の衣類カバーにあつては、厚みを薄くする等可能な限り減量化が図られていること。 ※省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。 ※プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたもの又は再生プラスチックが使用されていること。	当該年度の「役務」における契約総数(件数)に占める基準を満たす契約数(件数)の割合とする。	調達目標は設定しない。
飲料自動販売機設置	①省エネ法における第2次特定機器指定に基づくエネルギー消費効率基準を満たしていること。 ②自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ③自動販売機本体はリユース、リデュース・リサイクルの3つの視点からの環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 ⑤自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑥屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑦飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑧使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 ※自動販売機本体の年間消費電力量、省エネ基準達成率、冷媒の種類・地球温暖化係数及び封入量が自販機本体に表示されていること。また、ウェブサイトにおいて公表されていること。 ※自動販売機本体の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※直射日光を避けるよう配慮されていること。(屋外設置の場合) ※カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。 ※真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ※プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ※缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、ゾーンクリーニング機能を有すること。 ※電動車等又は低燃費・低公害車の利用や配送回数の削減等、物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ※飲料容器の回収に当たってプラスチック製ごみ袋を使用する場合は、ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※包装材等の回収及び再利用または再生利用のためのシステムがあること。	当該年度に契約する飲料自動販売機設置の総件数に占める基準を満たす飲料自動販売機設置の件数の割合とする。	調達目標は設定しない。

引越輸送	グリーン経営認証を取得している又は認証取得に準ずる取組を行っている事業者であること。 ※環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。 ※梱包・養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減等の省資源化 ※梱包・養生用資材について、再生材料、バイオマスプラスチックが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ※自動車による輸送を伴う場合には、次の事項が配慮されていること。 ・エネルギーの使用の合理化 ・電動車等又は低燃費、低公害車の導入目標の設定・電動車等又は低燃費、低公害車による輸送 ・輸配送効率の向上のための措置の実施 ・エコドライブ装置の導入 ・VICS, ETC等, ITSの導入 ・NOx・PM法の対策地域における自動車排出額基準の遵守 【参考となる環境ラベル等】  グリーン経営認証	当該年度に契約する引越輸送業務の総契約額に占める基準を満たす業務の契約額の割合とする。	調達目標は設定しない。
会議運営 【対象:委託契約等により会議の運営を含む業務】	①紙の資料を配布する場合は、「1 紙類」の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減が図られていること。 ②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷にあたっては、「21 役務(印刷)」の基準を満たすこと。 ③紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについては、リサイクルを行うこと。 ④会議の参加者に対し、公共交通機関の利用、クールビズ・ウォームビズの奨励、筆記用具等の持参等の環境負荷低減に資する取組に関する情報提供がなされていること。 ⑤飲料等が提供される場合には、容器包装の返却・回収が行われていること。また、可能な限り、容器包装の再使用を行うこと。 ※会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、その基準を満たすこと。 ※ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。 ※自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、電動車等又は低燃費車・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。 ※食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること又は会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。 ※資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度に契約する会議の運営を含む業務委託の総件数に占める基準を満たす会議の運営を含む委託業務の件数の割合とする。	調達目標は設定しない。

印刷機能等提供業務	①印刷機能等提供業務に係る機器(コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、デジタル印刷機)を導入する場合は、それぞれの判断の基準を満たすこと。 ②カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断の基準を満たすこと。 ③用紙を供給する場合であって、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ以下の提案を行うこと。 ア. コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。 イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。 ※コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入にあたっては、可能な限り再生型機又は部品リユース機を利用する。 ※使用済みのカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用または再生利用を行うこと。また、回収し再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。 ※印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度に契約する印刷機能等提供業務の総件数に占める基準を満たす印刷機能等提供業務の件数の割合とする。	調達目標は設定しない。
-----------	--	---	-------------

22 プラスチック製ごみ袋

プラスチック製ごみ袋	カタログやホームページ等において、環境ラベルを含む表示や仕様からグリーン購入法適合商品であると確認できること。 ※シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ※バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。 ※ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが部品に使用されていること。 ※製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ※簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 【参考となる環境ラベル等】  エコマーク  バイオマスプラスマーク  バイオマスマーク	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
------------	---	--------------------------------------	------